持続可能な財政運営検討会

「第2回 財務検証部会」

令和8年11月6日

公共用地先行取得等事業債全額借換事案等に関する報告書

01 はじめに

02 実地調査の実施（財政当局等からの業務説明）

03 ヒアリング調査の実施

04 本件事案の調査結果を踏まえた検証

05 その他類似事案の検証

06 再発防止に向けた提案

07 おわりに

01 はじめに

- 兵庫県は、震災復興のため県債の発行等による多大な財政負担を抱えているとともに、近年は、少子高齢化や公共施設の老朽化等の新たな行政需要への対応を求められている。
- このため、兵庫県では財政健全化と未来への投資を両立する持続可能な財政運営を実現するため、「持続可能な財政運営検討会」を設置した。
- この検討会（第2回）において、用先債の全額借換事案（本件事案）が地方財政法に抵触するおそれがあると報告され、その原因究明と再発防止策を検討するため、検討会のもとに「財務検証部会」が設置された。
- 部会では、実地調査やヒアリング調査を進め、今般、県民の信頼回復、地方債市場の信認を維持するための検証結果や再発防止に向けた提案をまとめたので、ここに報告する。
- なお、部会での検証は、関係者への責任追及等を目的とするものではなく、今後の再発防止に向けた提案を主眼としている。

02 実地調査の実施（財政当局等からの業務説明）

1 概 要

回 数	日 程	対象	主な内容
第1回	9/8	財政当局	地方債制度の仕組みの説明 等
第2回	9/16･17	財政当局	起債事務や公債台帳の説明、類似事案の確認 等
第3回	9/24	監査委員事務局	監査の実施状況の説明 等
第4回	10/9	財政当局	起債事務と県債管理の説明 等
第5回	10/27	財政当局	類似事案の確認 等

2 主な確認結果

(1)財政当局

- ◆ 起債管理システムでは、県債と個別資産が紐付いておらず資産異動の登録がない。
- ◆ 実質公債費比率等の算定に必要な基金残高の内訳(会計別)が整理されていない。
- ◆ 用先債に係る土地の売却状況や売却額等を組織として管理している資料がない。
- ◆ 本件事案の類似事案となる実質公債費比率等の算定誤り事案等の内容を確認した。

(2)監査委員事務局

- ◆ 監査は資料の計数確認が中心で、借換えの対象資産までは確認できない。
- ◆ 用先債の監査に際して、起債に紐付く資産に関する資料等がなかった。

03 ヒアリング調査の実施

1 対象者

本件事案の方針決定や借換事務、監査事務に関わった職員等 （延べ16回）

2 主な確認結果

(1)財政当局

①方針決定の背景

- ◆ 震災復興からの財政再建、行財政運営方針の見直し議論がされていた時期であった。
- ◆ 実質公債費比率や県債管理基金の積立不足率等の財政指標を強く意識していた。
- ◆ 収支均衡と健全化指標の両立に向け、様々な財政運営上の方策を考えていた。

②方針決定の認識

- ◆ 方針決定が「誰が」「どこで」等の客観的資料は確認できなかったが、一部の対象者から、知事協議の場で当時の知事が方針決定したとの証言があった。
- ◆ 疑義がある財務処理として総務省へ照会や議論をした事実は確認できなかった。

③法令適合性の認識

- ◆ 起債許可期限内の借換であり、当時、違法性や不適切性を認識していた者は確認できなかった。

(2)監査委員事務局

- ◆ 資料の計数確認が基本で、個々の起債の内容等は確認できていなかった。
- ◆ 健全化判断比率等を適切に審査できるマニュアル等がなかった。

04 本件事案の調査結果を踏まえた検証

1 本件事案の財務処理を行った背景・経緯

- ◆ 当時、震災後の厳しい財政運営を余儀なくされている中で、財政当局内では財政健全化に向けた財政指標の改善を強く意識していた背景が確認できた。
- ◆ 知事協議の場で当時の知事が本件事案の方針決定をしていたことがうかがえる。
- ◆ 当時、本件事案は、法第5条の3に基づく総務省へ協議をしていないが、同条の3のただし書きに基づく、総務省へ協議を要しない軽微な事案と認識していた。

2 本件事案の法令適合性

- ◆ 本部会は、法令違反の有無を判断する立場にはないが、
本件事案は、売却済の土地に対応する起債の借換えであるため、地方財政法の趣旨に照らした場合、不適切な財務処理であると考える。
- ◆ 現時点では、本件事案が不適切な財務処理であったと認識する者はいるものの、起債許可期限内の借換えであるため、当時、財務処理上の疑義や不適切な財務処理であると認識していた者は確認できなかった。

05 その他類似事案の検証

・本件事案の類似事案について、**部会では、起債管理・指標算定に関する事項を中心に検証**を行うとともに、財政当局においても本件事案の判明以降、点検を進めてきた。
・その結果、その他類似事案について、以下2件を確認した。

1　実質公債費比率等の算定誤り事案

（1）概　要

◆ 総務省の記載要領上、県債管理基金残高から「港湾整備事業特別会計」と「流域下水道事業会計」の公営企業会計の積立金を控除して実質公債費比率等を算定すべきところ、控除せずに算定していた事案が判明

（2）事実確認

◆ 実質公債費比率の算定が始まった当初（H19年度決算時）の算定から誤って算定
◆ この結果、R7年度決算で実質公債費比率＋0.1%、将来負担比率＋2.4%程度悪化
◆ 算定当初から、記載要領に基づいた算定がされていない理由は判然としない。

（3）法令適合性の検証及び今後の対応

◆ 当該事案は、記載要領に基づいた算定がされておらず、不適切な財務処理であると考える。
◆ 実質公債費比率等を速やかに修正し、議会や国等へ必要な報告をされたい。

05 その他類似事案の検証

2　用先債の起債許可期限満了に伴う一般単独事業債の起債事案

(1) 概　要

- 平成18年度に用先債を新規発行(約44億円:許可期間10年)し、加古川市神野用地を先行取得用地として購入。その後、当該土地の一部は、事業化を図り、その売却収入で用先債の一部(約8億円)を償還した。
- その他土地については、用先債の起債許可期限である平成28年度に健康拠点構想に基づく事業用地として、一般単独事業債(一般債)を活用して事業化を図るとともに、その起債を財源にして用先債(約36億円)を償還した。
- しかしながら、一般債を活用して事業化を予定した土地の一部ついては、平成28年度から現在まで事業化が進まず、利活用できていない事案が判明

(2) 事実確認

- 平成28年度に事業化予定の土地(約21ha)のうち、約10haの土地について、現在まで利活用できていないことを確認した。

(3) 法令適合性の検証及び今後の対応

- 当該事案は、長期にわたり土地の利活用がされていない状況を踏まえると、当該一般債は、現時点において適債性に疑義のある起債と考える。
- 今後の事業化の状況等を見極めて、適切な対応をされたい。

06 再発防止に向けた提案

【提案に向けた方向性】

- 財政指標を強く意識するあまり、起債等に係る適正な財務処理の法的要件や適債性等について、**組織的な検証が十分に行われていない**ことが明らかになった。
- 今後、同様の事案が生じないよう、**組織として対応できる仕組みを提案する。**

1 起債と資産等の紐付け管理

（現状・課題）

現行の起債管理システムは、償還管理を主な目的としており、**起債と資産・事業が紐付けされていない。**

① 起債に対応する資産に、売却等による異動や事業計画の変更等による利活用状況の変化が生じた場合、その事実を登録・反映して確認できる仕組みを構築すること。
② 上記の登録手続き等をマニュアル化し、組織内で情報共有すること。
③ 用先債など特殊な起債は、その償還期限や売却状況等について、複数の職員間でチェックできる管理簿を作成する等を行い、組織として継続管理していくこと。
④ なお、システム改修等が必要な場合は、費用対効果や職員負担等を勘案すること。
⑤ 上記、監査委員事務局等の必要な部署と情報共有できる仕組みを構築すること。

06 再発防止に向けた提案

2 県債管理基金残高の内訳管理

（現状・課題）

県債管理基金全体の総額、積立・取崩額を整理した資料はあるが、**実質公債費比率等の算定に向けて会計別にチェックできる基金残高の整理や管理ができていない。**

① 実質公債費比率等の算定時に控除すべき会計が確認できるよう、会計別に基金残高をチェックできる管理表を作成すること。
② 当該管理表を複数の職員で適正に管理できる仕組みを構築すること。
③ 上記、監査委員事務局等とも共有し、多面的にチェックできる仕組みを確保すること。

3 法令適合性等の確保に向けた仕組みの構築

（現状・課題）

本件事案は法令適合性の認識が十分でない中で進められた事案であることに加え、国からの**重要な通知等の情報が組織内で十分に周知や共有されていない。**

① 定期的に地方財政法等の研修等を開催し、知識の習得や理解力の向上を図ること。
② 国の重要な通知等は、所属長含め、組織としてチェックする仕組みを構築すること。
③ 疑義が生じた事案は、国への照会やその結果を共有する仕組みを構築すること。
④ 重要な方針決定は、記録の保存など事後的な検証が可能な仕組みを整備すること。
⑤ 法令遵守し適正な事務執行を確保するため内部管理制度を適切に活用すること。
⑥ 上記、監査委員事務局等の必要な部署と情報共有できる仕組みを構築すること。

07 おわりに

- 本件事案は、適債性の十分な検討を欠き、法の趣旨に照らせば、適債性に疑義を生じさせる不適切な財務処理であったと判断する。
- また、検証の過程において、その他類似事案が判明したが、これらの事案は、個々の職員の問題というよりも、財政当局内外による多面的なチェック体制が十分でないことが共通の課題として浮き彫りになった。
- 兵庫県は、県財政に対する県民の信頼や地方債市場からの信認に影響を及ぼす事態が生じたことを重く受け止めなければならない。
- 再発防止策を着実に実行し、組織として適切な財務処理を確保する仕組みの構築や、その実効性を継続的に検証し、見直していくことが重要である。
- 検証結果を真摯に受け止め、財政運営の透明性と適正性の一層の向上を図るとともに、県民からの信頼回復に向けて不断の努力を重ねられることを期待して、本報告の結びとする。

【参考資料】 部会の開催状況

1. 第1回部会の開催
①開催日 ： 令和8年9月8日
②概　要 ： 委員との意見交換等を行い、部会での検証の方向性等を決定

1 第1回部会での主な意見等

- ◆ 事実関係を調査し、同様の事案が生じないよう、再発防止策を策定することが最重要
- ◆ 県民の信頼回復、地方債市場の信認維持のため、具体的で実効性のある対策が必要
- ◆ 違法性等の認識をもった意図的な事案だったか否かの検証が必要
- ◆ 新たな再発防止策の構築に際しては、費用対効果と職員の負担感等を考慮
- ◆ ヒアリング対象者や人数は非公表にすべき

2 検証の方向性等の決定

➢本件事案の方針決定の経緯・背景を検証し、再発防止策の検討等のため、委員による
①実地調査、②関係者へのヒアリング調査　③その他類似事案の確認等を決定

【参考資料】 部会の開催状況

2. 第2回部会の開催

①開催日 ： 令和8年11月6日
②概　要 ： 報告書の取りまとめに向けた意見交換を実施

1 第2回部会での主な意見等

- ◆ 本報告書は、関係者への責任追及ではなく、今後の再発防止に向けた提案が主眼
- ◆ 平時の執務を進める上で、法令等の趣旨や原理原則をしっかりと理解することが必須
- ◆ 再発防止に向け、不正のトライアングル（動機、機会、正当化）の概念を再認識すべき
- ◆ 実効ある再発防止策には、運用する職員の十分な理解と積極的な取組が不可欠
- ◆ 報告書の検証結果をしっかりと受け止め、兵庫県は速やかに再発防止策を実行すべき

2 再発防止に向けた提案

➢今後の再発防止に向け、職員個人ではなく、組織で対応できる仕組みとして
①起債と資産等の紐付け管理、②県債管理基金残高の内訳管理、③法令適合性等の確保に向けた仕組みの構築を提案